

令和 8 年度

新事業分野開拓者認定制度募集要項

申請受付期間　：　令和 8 年 9 月 1 日から
令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで

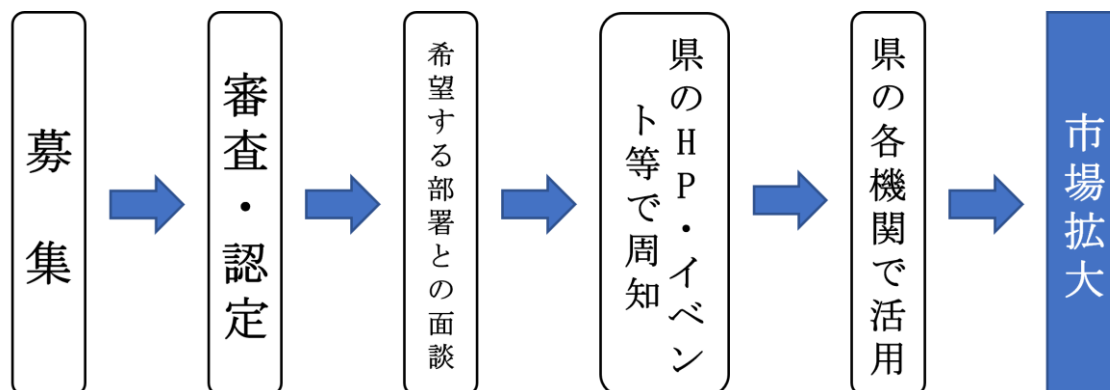
奈良県地域創造部
大和平野中央構想・スタートアップ推進課

1. 制度概要

新規性・独自性等県が定める要件を満たす新商品・新役務を、生産・提供する県内スタートアップを「新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定するとともに、その新商品等を県の機関が随意契約で活用等をするを通じ、県内スタートアップの育成を図る制度です。

※本募集要項中の「新商品等」とは、新商品・新役務を指します。

※新商品等の市場拡大が目的であり、県の機関による新商品等の活用が目的ではありません。



■認定効果

- ・ 県のホームページで認定者・新商品等を紹介します。
- ・ 県のイベント等で広く周知します。
- ・ 認定期間中、県の機関が競争入札によらない随意契約で活用等することができます。

※留意事項

- ・ 認定した新商品等について、県が品質等を保証するものではありません。
- ・ 認定した新商品等について、県の機関が活用等を確認するものではありません。
- ・ 奈良県の機関と随意契約を締結できるのは、新事業分野開拓者として認定された事業者です。販売代理店等とは随意契約を締結できません。

本制度は、新商品等を生産・提供する事業者を対象としています。従って、新商品等製造元ではない事業者（販売代理店等）からの申請は対象外となります。

- ・ 物品の場合、工場を持たず製造工程を他社へ委託している事業者等であっても、自らが企画・製造元で、自社商品として販売する場合は対象となります。
- ・ 役務の場合、提供する役務の主たる部分を自ら実施する事業者が対象となります。

2. 認定期間

認定の有効期間は、認定を通知した日から3年を経過した日の属する年度末までです。

（令和8年度は、認定を通知した日から令和12年3月31日まで）

3. 申請者要件

申請に当たっては、以下の①～⑦全ての要件を満たす必要があります。

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者※¹

② 県内に事務所若しくは事業所を有する法人又は県内に開業届出がある個人事業主

③ スタートアップ企業※²

④ 申請書類の提出を行った日から起算して過去3年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者でないこと。

⑤ 以下のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

⑥ 県税等租税公課の滞納がないこと。

⑦ その他、公序良俗に反する行為がないこと。

※1

「中小企業者」とは、以下に該当するもの

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※2

「スタートアップ企業」とは、優れた技術や新技術等を活用し、新たな事業にチャレンジする中小企業者のうち、創業から10年以内のものをいう。

4. 認定基準

(1) 認定基準

本制度の認定を受けるためには、以下の全てに適合する必要があります。

審査項目	内容（地方自治法施行規則第十二条の三）
使用価値	新商品等が、既に企業化されている商品等とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品等と同一の範疇に属するものであっても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
技術の高度化・経営能率向上等	新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
新たな事業分野の開拓可能性	新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品等の生産・提供による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
使途見込	県の機関において当該実施計画に係る新商品等の使途が見込まれるものであること。

※他社の知的財産権を侵害していないこと、新商品等が他社に模倣される可能性がないことが前提となります。申請する新商品等に関して、他社の権利を侵害していないことを、調査の方法・結果の明記や根拠資料の提示によって分かりやすく示してください。他社の権利を侵害していないかの調査・検討にあたっては、弁理士や調査会社、特許事務所等による調査実施等をご検討ください。

※発注から数ヶ月以内に必要数の納品が可能な体制が確保されている必要があります。

(2) 結果通知

- ・認定結果は、メールにてお知らせします。申請書に記載のご連絡先へ送付いたします。
- ・認定結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、予めご了承ください。
- ・認定された場合、県のホームページで公表します。

5. 認定までの流れ

① 県による認定事業者の募集

- ・大和平野中央構想・スタートアップ推進課ホームページにより公募

② 申請書類の作成・提出

- ・申請書類一式を本事業ホームページよりダウンロード
- ・申請書等に必要事項を全て記入してください。
- ・メールにて、申請書類一式を提出してください。

③ 審査

- ・学識経験者等による認定基準への適合するものか等の意見聴取
- ・認定審査会による審査

④ 認定新商品等の決定

- ・学識経験者等による意見聴取や認定審査会による審査結果を踏まえ、知事が認定します。
- ・認定期間は、認定を通知した日から3年を経過した日の属する年度末までです。

⑤ 認定事業者の公表

- ・認定を受けた申請者の名称、住所及び連絡先並びに認定に係る新商品等の名称、参考価格及び内容を公表。

6. 認定後の流れ

■本制度による認定を営業・広報・PR活動に活用することができます。

■希望される認定事業者は、活用等が想定される担当課と面談をすることができます。

※面談後に活用等を確約するものではありません。

■認定期間中、奈良県の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入（物品の購入及び借入、役務の提供）することができます。

※購入・借入を確約するものではありません。

※奈良県の機関と随意契約を締結できるのは、新事業分野開拓者として認定された事業者です。販売代理店等とは随意契約を締結できません。

7. 申請方法等

(1) 申請受付期間

令和8年9月1日（火）～10月30日（金）

(2) 申請書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

①	様式第1号	認定申請書
②	様式第1号の2	誓約書
③	様式第2号	実施計画（新たな事業分野の開拓の実施に関する実施計画）
	任意様式	実施計画・添付書類
④	任意様式	※法人の場合 登記（履歴・現在）事項全部証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの、写し可
		※個人事業主の場合 個人事業の開業・廃業等届出書 ※発行後3ヶ月以内のもの、写し可
⑤	任意様式	貸借対照表（直近1事業年度）
		損益計算書（直近1事業年度）
		販売費及び一般管理費内訳書（直近1事業年度）
⑥	任意様式	営業許可書等の写し ※必要な場合のみ
⑦	任意様式	その他新商品等に関する資料（会社概要・パンフレット・写真等）

(3) 提出方法

提出方法はメールにて受け付けます。

必要書類一式をご準備の上、以下のメールに提出ください。

Mail : yamachu@office.pref.nara.lg.jp

※5MBを超える場合は、事前にお知らせください。オンラインストレージのURLをお送りいたします。

※郵送では受け付けておりません。

⇒申請書類の受付後、メールにてその旨を通知いたします。

(4) 申請にあたっての留意事項

※具体的な申請内容についてのご相談には応じかねますので、予めご了承ください。

※提出された申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

※提出書類に不備や不足等ある場合は県より修正を依頼することがあります。また、必要に

応じて、県から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の作成及び提出等、応募に係る一切の経費は、申請者の負担となります。

8. 留意事項

- 1 本制度による認定は、新商品等の品質等を県が保証するものではありません。
- 2 本制度による認定は、新商品等を県の機関が活用等を確認するものではありません。
- 3 審査の途中経過及び審査結果に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。
- 4 奈良県及び学識経験者は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- 5 認定を受けた後、申請書類に記載された実施計画を変更しようとする時は、事前に県の承認が必要です。

9. 認定の取消し

- 1 特許権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産に関する責任、品質や安全性等に関する責任は、本制度において認定事業者が負うものとします。また、特許権等の侵害等重大な障害があることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。
- 2 以下の①～⑤のいずれかに該当する時は、認定を取り消すことがあります。
 - ① 実施計画に従って事業を実施していないとき。
 - ② 認定事業者が、申請者の要件に適合しなくなったとき。
 - ③ 新商品等が、認定基準に適合しなくなったとき。
 - ④ 認定事業者が、不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
 - ⑤ 本要項に定める事項に反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

<関係法令(抜粋)>

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(契約の締結)

第二百三十四条

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売り
の方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

以下略

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)

(随意契約)

第百六十七条の二

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～三略

- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五～九 略

地方自治法施行規則(昭和22年5月3日内務省令第29号)

第十二条の三

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号 の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に

別個の範疇に属するものであると認められること。

- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
 - 一 新商品の生産等の目標
 - 二 新商品等の内容
 - 三 新商品の生産等の実施時期
- 四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。
- 5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。
- 6 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（第四項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。
- 8 前項の規定は、第四項の実施計画の変更について準用する。

中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 以下略